

令和元年松前町条例第10号

松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年10月8日

松前町長 岡 本 靖

松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例
(松前町立幼稚園設置条例の一部改正)

第1条 松前町立幼稚園設置条例(平成27年松前町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第4条</u> 省略</p>	<p><u>(保育料)</u> <u>第4条</u> 幼稚園に入園している児童の保護者は、町長の指定する期日までに保育料を町に納付しなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の保育料の額は、当該保護者に係る松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例(平成27年松前町条例第12号)第3条の規定による利用者負担額に相当する額とする。</p> <p><u>(督促及び延滞金)</u> <u>第5条</u> 前条第1項の保護者が同項に規定する期日までに保育料を納付しない場合における督促及び延滞金については、町立保育所の保育料等に係る督促及び延滞金の例による。</p> <p><u>第6条</u> 省略</p>

(松前町立保育所条例の一部改正)

(松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正)

第3条 松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例(平成27年松前町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額(以下「利用者負担額」という。)を定めるものとする。</p> <p><u>(利用者負担額)</u></p> <p>第3条 <u>利用者負担額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者 零円</u></p> <p>ア <u>教育認定子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。)</u></p> <p>イ <u>満3歳以上保育認定子ども(政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)</u></p> <p>(2) <u>満3歳未満保育認定子ども(政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。)</u>に係る教育・保育給付認定保護</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額(以下「利用者負担額」という。)を定めるものとする。</p> <p><u>(利用者負担額)</u></p> <p>第3条 <u>利用者負担額は、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の政令で定める額を限度として、別に規則で定める額とする。</u></p>

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(幼稚園保育料に関する経過措置)

2 令和元年9月以前の月分の町立幼稚園に係る保育料については、なお従前の例による。

(保育所保育料等に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の松前町立保育所条例第10条第1項の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。

(教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に関する経過措置)

4 第3条の規定による改正後の松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例第3条の規定は、教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）に係る教育・保育給付認定保護者（同項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）の令和元年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。